

2026年4月吉日

都有施設の応急危険度判定員（通称：JSCA 東京危険度判定士）再募集案内

一般社団法人 日本建築構造技術者協会 関東甲信越支部
JSCA 東京 代表 一條 典

拝啓 皆様におかれましてはご清祥のこととお喜び申し上げます。

平成31年1月17日、一般社団法人日本建築構造技術者協会関東甲信越支部JSCA 東京は東京都と「地震時における都有施設の応急危険度判定に関する協定」を締結しました。協定内容の詳細については、http://www.jsca-tokyo.net/tokyo/_app/DispC.php?G=2&C=1&B=1&I=206を参照ください。

同協定は都所有の地上10階を超える高層建築物や特殊建築物など58棟を対象として、地震が発生し東京都から派遣要請がある場合に、都職員に協力して建築物の応急危険度判定を迅速に実施するための構造技術的助言を行うことと、同活動を実施するための体制作りを事前に行うための協定です。

日本の建築構造に関わる技術者の約1/3は東京に集中しておりますが、東京が被災地となる地震を想定すると、当JSCA 東京危険度判定士に登録いただく会員の多くも協力できる状況とならないことが想定されます。それでも東京が被災地となる地震が発生した場合、被災者となる東京都内の建築構造技術者に一定の協力を東京都から求められており、これに応じて締結した協定となります。JSCA 東京危険度判定士の募集は平成31年3月に行いましたが、コロナ禍による中断もありこの度 再度募集したいと思っております。被災時に東京都の機能維持の拠点となる都所有の建築物に対する応急危険度の判定に、高度な建築構造技術力と豊富な経験を有する会員の皆様に一人でも多く協力いただけますことを希望致します。なお、JSCA 東京危険度判定士は、応急危険度判定員（東京都防災ボランティア制度に基づく被災建築物応急危険度判定に登録されている判定員）である事が望ましいですが、JSCA 東京危険度判定士登録の資格要件ではありません。会員の方であればどなたでも応募していただけます。本協定に賛同し活動に協力頂けるよう皆様に、まずは登録をお願いいたします。

また、事前の体制作りについてはご協力いただける会員数や対象建築物の所在地によっても変わると考えております。つきましては、本募集にて JSCA 東京危険度判定士にご登録いただいた方と共に同協定に必要な講習・訓練や体制作りについて速やかに検討してゆく計画です。

最後に多くの会員の皆様は既に区・市の応急危険度判定員として登録されていることと思っておりますが、本協定に賛同して頂ける方はJSCA 東京危険度判定士にもご登録頂き、優先して活動して頂きますようお願い致します。ご協力よろしくお願い致します。

ご登録に際しては、下記 google フォームにて登録をお願いします。

昨年12月に応募いただいた方は再入力の必要はございませんが新規案件につきまして担当可能な方は再登録をお願いします。また登録内容として担当地区1は居住地から担当可能な建物（添付PDF）の番号を入力ください。担当地区2は勤務地から担当可能な建物（添付PDF）の番号を入力ください。

昨年12月に提示した建物から追加となった建物につきましては赤字にて表示しました。

ご参加よろしくお願いいたします。

4/24 までに記入をお願いします。

<https://forms.gle/Z3u8YV3QAszrU9TMA>